

水災における緊急安全確保に資する効果的な情報提供に関する検討会

設置趣旨

令和7年12月の水防法改正により、氾濫の発生による著しい危険が切迫し、命の危険から直ちに身の安全を確保することが必要な緊急的な状況下における河川管理者等による氾濫等の通報が明確に規定され、水防管理者及び市町村長の緊急安全確保措置の指示等に活用されることとなった。

氾濫等の通報に当たっては、通報方法、通報先に加え、通報対象となる河川の基準などについて水防計画に定めることとなっている。

実際に、氾濫等の通報の具体的な運用に当たっては、通報を受取る側としては、通報数が多数となると深刻な被害をもたらす重篤な氾濫通報を見逃すおそれもあること、通報する側としては、特に夜間等、巡視による確認は限界があり、水位計や河川監視カメラ等を設置している箇所も限定的であること等の技術面・人員面・設備面での困難さがあることから、通報対象を予め特定しておくなど平常時より計画的に準備することで、効果的かつ効率的な対応を図れるようにすることが重要である。

このため、新たに規定される水防法第24条の2に基づき氾濫による著しい危険が切迫していると認められる時に通報する水災時の緊急安全確保に関する情報提供について、河川法・下水道法・海岸法に基づき施設管理等を行う河川管理者・海岸管理者・下水道管理者、水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう確保すべき責任を有する都道府県、水防法第29条及び災害対策基本法60条で緊急安全確保措置の指示等を行う水防管理者及び市町村長の連携を踏まえた上で、制度的・技術的な検討を行うことを目的に、水防の全国的な総括者である国土交通省が主催する「水災における緊急安全確保に資する効果的な情報提供に関する検討会」を設置する。